

白石市南・北保育園給食調理業務委託公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

白石市南保育園及び北保育園の2つの公立保育園の給食調理業務委託契約が、令和7年3月31日をもって契約期間満了となることから、引き続き豊富な経験と高い専門性をもつ事業者を選定することを目的に、広く事業者を募集し、提案された企画等を一定の基準で評価・選考する「公募型プロポーザル」を実施する。

2. 業務の概要

(1) 業務委託名

白石市南・北保育園給食調理業務委託

(2) 業務委託場所

施設名	定員(予定)	所在地
白石市南保育園	90人	白石市南町一丁目7番20号
白石市北保育園	54人	白石市福岡長袋字岩崎40番地8

(3) 委託期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間（36ヶ月間）

(4) 業務内容

別紙「白石市南・北保育園給食調理業務委託仕様書」（以下「仕様書」とする。）のとおり。ただし、この仕様書は現時点の暫定的なものであり、実際の契約に係る仕様書は本プロポーザルにより選定する契約の相手方の候補者（以下「優先交渉権者」とする。）の提案内容を基に発注者と協議して決定する。

(5) 総委託料の上限額

上限額 63,561,000 円（消費税及び地方消費税を除く）

上限額 69,917,100 円（消費税及び地方消費税を含む）

※3年間（36ヶ月間）分の金額。

3. 資格要件

給食調理等業務の受託にあたり、次の要件を満たしていること。

- (1) 白石市の競争入札参加者名簿に参加申込書提出時において登載されている事業者であること。
- (2) 仕様書の業務内容を確実に遂行出来、安定的かつ健全な経営能力を有していること。
- (3) 児童の発達段階や健康状態に応じた幼児食、乳児食、離乳食、除去食及び食物アレルギー等への配慮など、安全、衛生面及び栄養面等での質の確保が図られていること。
- (4) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく保育所又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）に基づく認定こども園の給食調理業務の受託実績を3年以上有していること。
- (5) 「保育所における調理業務の委託について（平成10年2月10日児発第305号厚生省児童家庭局長通知）」、「大量調理施設衛生管理マニュアル」（平成9年3月24日衛食第85号別添、最終改正：平成29年6月16日生食発0616第1号）に基づく保育所給食調理業務及びそれに付随する業務が可能であり、栄養士及び調理員の資格を有する従事者の配置が可能であること。
- (6) 製造物責任法（平成6年法律第85条）第3条の規定に定める損害賠償責任を履行するため、生産物賠償責任保険に加入していること。
- (7) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (8) 令和6年9月1日から起算して過去3年間、当該支店等が保育園給食業務又は学校給食業務において、食品衛生法の営業停止処分を受けていないこと。
- (9) 食品衛生法の規定により許可を取り消された場合は、その取消しの日から起算して2年を経過していること。
- (10) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (11) 白石市の競争入札における指名停止措置を受けていないこと。
- (12) 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた場合は、この限りでないこととする。
- (13) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員でないこと。
- (14) 上記の資格要件に適合する業務代行の保証人が得られること。

4. 日程（スケジュール）

実施内容	実施期間又は期日
(1) 公募開始	令和6年10月17日(木)
(2) 参加申込書受付	令和6年10月17日(木)～ 令和6年11月14日(木)※17時15分必着
(3) 質問受付期間	令和6年10月17日(木)～ 令和6年11月 1日(金)※17時15分必着
(4) 質問への回答期限	令和6年11月 7日(木)
(5) 参加資格審査結果通知 及び提案要請書の送付	令和6年11月 下旬
(6) 現場確認 (南・北保育園調理室)	令和6年11月下旬～12月上旬（市が指定する日時）
(7) 企画提案書提出期間	令和6年12月 5日(木)～ 令和6年12月20日(金)※17時15分必着
(8) 審査会 (プレゼンテーション)	令和7年 1月 中旬
(9) 審査結果通知	令和7年 1月 下旬
(10) 契約書締結	令和7年 2月 月上旬

※期日は予定のため、変更になる場合がありますのでご了承願います。

5. 参加申込書等の書類提出

白石市南・北保育園給食調理業務委託参加申込書（様式1）及び下記の①から⑨の書類について、正本1部、副本1部（複写可）を提出すること。

(1) 提出書類

- ①法人登記簿謄本（現在事項証明書）（参加申込日前3ヶ月以内発行のもの）
- ②会社概要（任意様式）
- ③受託業務実績（任意様式）
- ④財務諸表（貸借対照表、損益計算書）の写し（2年分）
- ⑤国税及び地方税の納税証明書
（未納がないことの証明で、募集開始日以降に交付されたもの）
- ⑥業務に関して許可、認可を受けていることを証する書類の写し
- ⑦現在加入している生産物賠償責任保険の写し
- ⑧保育園給食施設での調理業務の受託実績（任意様式）
- ⑨食品衛生法の営業停止処分の有無（任意様式）

※書類のサイズはA4版とし、ファイルに綴り込んで提出すること。

(2) 提出先

①提出期間 令和6年10月17日(木)から令和6年11月14日(木)まで
8時30分から17時15分まで

②提出場所 白石市教育委員会教育部こども未来課

③提出方法 持参又は郵送(提出期限必着のこと)

④提出にあたっての留意点

ア)提出された書類等は返却しない。

イ)必要に応じて別途資料を請求する場合がある。

※提案書類の提出後に参加を辞退する場合は、速やかに参加辞退届(任意様式)を提出すること。

6. 質問の受付及び回答

①受付期間 令和6年10月17日(木)から令和6年11月1日(金)まで
8時30分から17時15分まで

②提出先 白石市教育委員会教育部こども未来課

③提出方法 質問票(様式4)を持参またはFAX ※電子メール不可

④回答期限 令和6年11月7日(木)まで

⑤回答方法 質問に対する回答は、白石市ホームページに掲載する。回答にあたっては、質問者名は公表しない。なお、意見表明や質問内容が不明瞭なものについては回答しないことがある。

7. 企画提案書等の書類提出

企画提案書の提出を要請された事業者は、次に定めるところにより企画提案書及び見積書等を作成し、正本1部、副本7部(複写可)を提出するものとする。

なお、作成にあたり、副本7部は、企業名・企業名を連想させる語句を使用しないこと。

(1) 提出書類

①企画提案書(任意様式)

※仕様書、別紙1に基づき作成の上、書類のサイズはA4版とすること。

②白石市南・北保育園給食調理業務委託見積書(様式2)

白石市財務規則等を遵守して提出すること。

ア)見積金額は、業務委託料の3年間の合計金額を記載すること。

(下部の内訳には、各年度の業務委託料の金額を記載すること。)

イ)見積金額は、消費税及び地方消費税を含まない額とする。

(契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に該当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数

金額を切り捨てた金額)とする。なお、消費税及び地方消費税が変動した場合は、変動後の税率を適用する。

り見積書に押印する印鑑は、会社印及び代表者印とする。

③見積積算内訳書（任意様式）

見積金額の内訳として、月額及び年度ごとの詳細な積算内訳書を提出すること。

ア) 労務費（労務費、諸手当、社会保険料等）

イ) 現場経費（保健衛生費、消耗品費、事務費、諸経費等）

ウ) 事業者経費等

④給食材料費単価見積書（様式3）

（注）本契約を受託後、本プロポーザルに提出した給食材料費単価見積書（様式3）を上限として、市と協議の上、契約を締結する。

（2）提出先

①提出期間：令和6年12月 5日（木）から令和6年12月20日（金）まで
8時30分から17時15分まで
※土曜日・日曜日・祝日を除く

②提出先：白石市教育委員会教育部こども未来課

③提出方法：郵送又は持参とする。郵送の場合は書留郵便で送付すること。
※郵送の場合は、令和6年12月20日（金）17時15分までに配達された分

8. 優先交渉権者の選定方法等

（1）選定方法

①選定にあたっては、「白石市立保育園給食調理業務委託事業者選考委員会」（以下「選考委員会」という。）を設置し、企画提案書等及び参加事業者のプレゼンテーション・ヒアリングに基づき、総合的に業務実施能力を審査した上で、最も優れた提案を行った事業者を優先交渉権者として選定する。

②評価点数の合計点と同じ提案が複数ある場合は、見積金額の安価な方の提案をした参加事業者を上位とする。この場合で、見積金額が同じ提案が複数ある場合は、当該参加事業者の順位はくじ引きにより決定する。

③審査の必要に応じて、参加事業者が受託している保育園調理室の現地調査を行うことがある。現地調査を実施する場合は、参加事業者に別途通知する。

9. 審査

審査に当たっては、価格及びその他の条件による総合評価方式とする。

（1）一次審査（参加申込書）

①参加事業者が備えるべき資格要件を満たしていること。参加事業者が資格不備の場合は、失格となる。

- (2) 二次審査（プレゼンテーション及び質疑応答、総合評価）
スクリーンは白石市で準備するが、パソコンとプロジェクターは提案者で用意すること。
- ①提案者は、栄養士を含む3名以内とすること。なお、二次審査において企業名・企業名を連想させる語句を使用しないこと。
 - ②選考委員会は、提案書等及びプレゼンテーション（15分程度）、質疑応答（10分程度）の内容について、別紙2「提案等評価点表」により評価し点数化する。
 - ③審査の順番は提案書類の受付順とする。
 - ④見積金額が、2（5）総委託料の上限額を超える場合は、失格となる。
 - ⑤提出された提案書類が仕様書の内容と整合していること。提案書類が仕様書の内容と整合していない場合は、失格となる。
 - ⑥見積金額が異常に低額であるなど不当廉売行為等健全な商習慣に違反する行為を行わないものであること。本委託事業の適正な履行に支障があると判断したときは、選考しない場合がある。
- (3) 審査の公開・非公開
選考委員会による評価は、非公開により行う。
- (4) 審査の結果については、全ての参加事業者へ個別に文書で通知するとともに、市ホームページへ掲載する。なお、審査の経緯及び審査内容に関する問い合わせには応じない。

10. 失格及び優先交渉権の取消し

次のいずれかに該当する場合、その参加事業者は失格とする。この場合において失格となった参加者が優先交渉権者に選定されているとき、発注者は、その選定を取り消し、その次に高い順位にある参加者を優先交渉権者に選定する。

- (1) この要領に定める手続き以外の手法により、選考委員会委員または担当部署の職員等関係者にプロポーザルに対する援助を直接または間接的に求めた場合
- (2) 本要領の参加資格に掲げる要件を満たさない場合
- (3) 参加申込書の提出後、契約締結までの期間に本要領の参加資格に掲げる要件を満たさなくなった場合
- (4) 提出書類に虚偽または不正の記載があった場合
- (5) 他の参加者の応募を妨害した場合
- (6) 本要領に違反した場合
- (7) 公正を欠いた行為があったとして選考委員会が認定した場合

1 1. 契約締結等

- (1) 契約は本プロポーザル結果に基づく随意契約(地方自治法施行令第167条の2)とし、手続及び契約書は、白石市財務規則(昭和59年規則第11号)の定めるところによるものとする。
- (2) 契約書は取り交わすものとし、白石市が作成する。
- (3) 本プロポーザルは、受託事業者の選定を目的に実施するものであり、契約後の業務内容については、企画提案内容を素案としながらも、受託者と市が改めて協議により仕様を確定し、そのうえで契約を締結する。

1 2. 留意事項

- (1) 提案書類等について
 - ①提案書類の作成、提出及びプレゼンテーション等に要する費用は、その一切を申込事業者の負担とする。
 - ②提案書類提出が郵送の場合は、不達及び遅配を原因とする申込事業者の不利益が生じても、本市はその責めを負わないものとする。申込事業者は、配達記録郵便の利用を行うなどの対策を講じること。
 - ③提出された提案書類は、提出期限までは記載された内容の追加、変更等を行うことができるものとする。ただし、記載された内容の追加、変更等を行う場合は、提出された書類を一旦持ち帰り、提出期限までに、改めて内容の追加、変更等を行った書類を提出すること。
 - ④提出期限を過ぎた後は、提案書類の追加、変更等はできないものとする。
 - ⑤理由を問わず、提案書類の提出期限後の提出は一切受け付けをしない。
 - ⑥提出された提案書類は、返却しないものとする。
 - ⑦提出された提案書類は、本プロポーザルの手続及びこれに係る事務処理に必要な範囲において複製等を行うことがある。なお、白石市情報公開条例(平成16年条例第27号)の規定による情報公開請求があった場合は、同条例の規定に基づき対応する。
- (2) 白石市からの疑義照会及び追加資料
提案者に対して、本市からその内容についての疑義照会や追加資料の提出を求められることがある。
- (3) 土曜保育、一時預かり事業について
土曜保育及び一時預かり事業については、公立保育園の拠点保育園となっている南保育園に集約して保育を行う。

1 3. 問合せ及び受付窓口

白石市教育委員会教育部こども未来課

〒989-0292 白石市大手町1番1号

電話 0224-22-1363

FAX 0224-22-1316

E-mail : kodomomirai@city.shiroishi.miyagi.jp

(別紙1)

企画提案書の内容

保育園給食調理業務委託の参加申込に当たっては、給食調理業務委託に関する企画提案書（任意様式）により提案してください。

乳幼児期の食の重要性や保育園給食が保育の一環であることを踏まえて、保育園給食に対する考え方及び安全・安心な給食の提供や食育推進を図るため、申込事業者が関与することが可能な提案や協力できる提案をお願いします。

(1) 保育園給食に関する考え方について

○保育園給食に関して事業者の運営コンセプトや特徴・特色をお示してください。

- ①運営コンセプトについて
- ②特徴・特色について
- ③特筆すべき提案事項

(2) 業務実施体制について

○調理業務の実施体制に関して、次の事項について簡潔にまとめてください。

- ①運営管理体制（管理システム等）について
- ②従事者の配置について
- ③問題改善への体制について
(クレーム処理や不具合解決の体制・対応・指導等)
- ④事故発生への対応策について（異物混入、食中毒、バックアップ体制等）
- ⑤災害発生への対応策について（緊急時対応マニュアル等）
- ⑥従事者の欠員等への人員補填や応援態勢について
- ⑦食材調達法について
- ⑧価格やコスト削減について
- ⑨特筆すべき提案事項

(3) 衛生管理体制について

○衛生管理体制に関して、次の事項について簡潔にまとめてください。

- ①衛生管理に対する考え方について
- ②衛生管理体制について
・衛生管理マニュアルや衛生管理指導について
- ③衛生検査
・細菌検査（検便）について
- ④健康管理について
・従事者の健康診断について

⑤食材の品質管理について

- ・食材の品質管理体制について

⑥事故防止対策について

- ・異物混入防止、食中毒防止の対策について

⑦特筆すべき提案事項

(4) 従事者の教育体制について

- 従事者の教育及び研修に関して、次の事項について簡潔にまとめてください。

①教育及び研修体制について

②長期安定雇用の取り組みについて

③特筆すべき提案事項

(5) 白石市への協力体制について

- 白石市への協力体制に関して、次の事項について簡潔にまとめてください。

①献立について

- ・受託者が作成した献立表による給食となります。

②離乳食への対応

- ・離乳食（初期・中期・後期対応）食材については、アレルギーの不安があるので、家庭で食した物を使用します。
- ・保護者と保育園と厨房の連携が必要となります。
- ・保護者とのコミュニケーションを図り、食事形態の情報収集が求められます。

③アレルギー食への対応

- ・医師の診断書のもとに、個々のアレルゲン食材の把握・除去・代替が必要となります。
- ・保護者と保育園と厨房の連携が必要となります。

④おやつへの対応

- ・未満児は午前・午後の2回、以上児は午後のみ提供となります。
- ・午前のおやつは、果物、乳製品となります。
- ・午後のおやつは、手作りおやつが週2回、果物のおやつが週1回となります。
- ・保育園の行事等により、以上児も午前におやつを提供する場合があります。
- ・延長保育（18時30分を超える保育）では、市販品のおやつを提供しています。

⑤食育への対応

- ・食事の大切さや理解を深めるため、保育園と連携して取り組んでいただきます。

⑥行事食や地域の伝統食への対応

- ・お楽しみ会（12月）、ひな祭り（3月）などの行事食、地域の伝統食に対応していただきます。

⑦展示食について

- ・保護者の皆さまから給食への理解を深めていただくため、給食の展示をしています。

⑧行政監査（保健所）への対応

- ・行政監査への対応や関係帳簿の整備も対応していただきます。

⑨食数の増減への対応

- ・園児の欠席等による欠食により食数が変動することがあります。

⑩給食用調理業務に使用する食材の調達は、白石市が指定する事業者に発注するよう努めること。

（6）その他特記事項

- 特別な事項がありましたら説明してください。

(別紙2) 提案等評価点表

1 評価項目及び評価点

評価項目	評価点
(1) 保育園給食に関する考え方について ①運営コンセプトについて ②特徴・特色について ③特筆すべき提案事項	10
(2) 業務実施体制について ①運営管理体制（管理システム等）について ②従事者の配置について ③問題改善への体制について（苦情処理や不具合解決の体制・対応・指導等） ④事故発生への対応策について（異物混入、食中毒、バックアップ体制等） ⑤災害発生への対応策について（緊急時対応マニュアル等） ⑥従事者の欠員等への人員補填や応援態勢について ⑦食材調達法について ⑧価格やコスト削減について ⑨特筆すべき提案事項	10
(3) 衛生管理体制について ①衛生管理に対する考え方について ②衛生管理体制について ③衛生検査 ④健康管理について ⑤食材の品質管理について ⑥事故防止対策について ⑦特筆すべき提案	10
(4) 従事者の教育体制について ①教育及び研修体制について ②長期安定雇用の取り組みについて ③特筆すべき提案	10
(5) 市への協力体制について ①献立について ②離乳食への対応 ③アレルギー食への対応 ④おやつへの対応 ⑤食育への対応 ⑥行事食や地域の伝統食への対応 ⑦展示食について ⑧行政監査（保健所）への対応 ⑨食数の増減への対応 ⑩給食食材調達の市指定業者へ発注についての対応	10
(6) 価格及び給食材料の評価 ①業務委託料及び給食材料費単価の妥当性	20

②給食材料の品質（地元食材の活用等）	
(7) 総合評価 ①総合的観点からの評価 （業務遂行の安定性、業務への認識や取り組みの考え方等）	30
合計点数	100

2 評価点の基準

評価にあたっては、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号の評価点の基準によるものとする。

- (1) 特に優れている 配点の5分の5
- (2) 優れている 配点の5分の4
- (3) 普通 配点の5分の3
- (4) やや劣っている 配点の5分の2
- (5) 劣っている 配点の5分の1

3 注意事項

選考委員会委員の評価点の合計が次に該当する事業者は、受託事業者として選定しない。

- (1) 評価点の合計である合計点数が60点未満であるもの

(様式1)

令和 年 月 日

白石市長 様

申込事業者

所在地

事業者名

代表者氏名

連絡先 (Tel)

印

白石市南・北保育園給食調理業務委託参加申込書

白石市南・北保育園給食調理業務について、白石市南・北保育園給食調理業務委託公募型プロポーザル実施要領に基づき提案書類を添えて参加申込みをします。

1 添付書類

- ①法人登記簿謄本（現在事項証明書）（参加申込日前3ヶ月以内発行のもの）
- ②会社概要（任意様式）
- ③受託業務実績（任意様式）
- ④財務諸表（貸借対照表、損益計算書）の写し（2年分）
- ⑤国税及び地方税の納税証明書
（未納がないことの証明で、募集開始日以降に交付されたもの）
- ⑥業務に関して許可、認可を受けていることを証する書類の写し
- ⑦現在加入している生産物賠償責任保険の写し
- ⑧保育園給食施設での調理業務の受託実績（任意様式）
- ⑨食品衛生法の営業停止処分の有無（任意様式）

※書類のサイズはA4版とし、ファイルに綴り込んでください。

(様式2)

令和 年 月 日

白石市長 様

所在地

事業者名

代表者氏名

印

白石市南・北保育園給食調理業務委託見積書

白石市南・北保育園給食調理業務委託仕様書、白石市南・北保育園給食調理業務委託公募型プロポーザル実施要領及び白石市財務規則等を承知の上、下記のとおり見積します。

記

1 業務委託名

白石市南・北保育園給食調理業務委託

2 見積金額

		百万			千			円
--	--	----	--	--	---	--	--	---

※消費税及び地方消費税を含まない金額

(内訳)

年 度	金 額 (円)
令和7年度 業務委託料	
令和8年度 業務委託料	
令和9年度 業務委託料	
合 計	

(様式3)

令和 年 月 日

白石市長 様

所在地

事業者名

代表者氏名

印

給食材料費単価見積書

給食材料内容	一食当たりの単価
3歳未満児食	円/食
3歳以上児食	円/食
延長保育おやつ	円/食
行事食	円/食
職員食	円/食
検食・保存食・測定用	円/食

※消費税及び地方消費税は含まない金額

(様式4)

質 問 票

会社名	
担当部署	
担当者名	
連絡先	電話番号：
	E-mail：

番号	書類名、該当頁等	質 問 内 容
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		

注記) 不足する場合は、様式をコピーして記載すること。